

# 原告側、証人喚問を申請

## 第8回口頭弁論

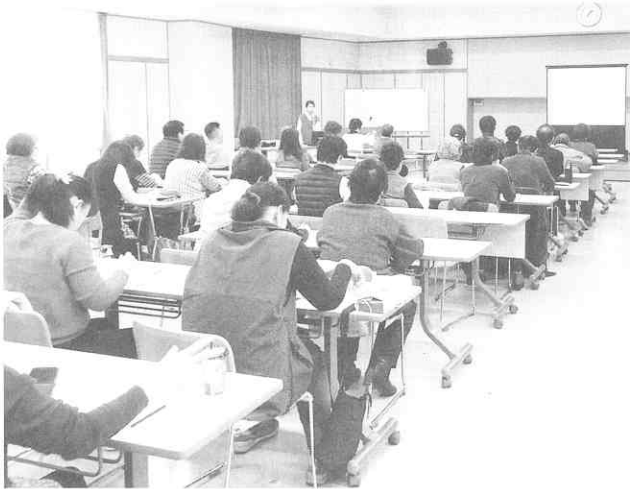
3月12日、東京高裁で第8回口頭弁論（公判）がひらかれ、原告や部落解放同盟を含め、裁判を支援する傍聴者約130人が入廷した。

裁判のなかでは、原告弁護団から提出された「証人喚問招致」の確認がされたあと、被告の意見陳述があったものの、被告の主張は「ほかにも部落情報をネットに掲載している者があり、自分が罪に問われる問題ではない」「現在、ネット上にある『ミラーサイト』は自分のものではなく、他人が掲載しているものである」など、自身の差別行為についての言い訳をした。今回は、原告側からの陳述はなかったものの、公判

# 主体的な防災計画を

## 和歌山市男女共生出前講座

和歌山市男女共生出前講座が3月10日、杭の瀬文化会館でひらかれ、部落解放同盟から54人が参加した。



世代をこえた参加者が学んだ

東日本大震災が発生して今年で7年目を迎える。和歌山でも東南海・南海地震がいつ起きても不思議ではないことから、いま一度、地域の防災をさまざまな視点で考えようと、くらし研究ままだころ

後の報告集会で、原告弁護団から、①5月28日に原告、被告、裁判官による協議をおこない、これまでの意見陳述と今後の裁判の方向を整理する。②30人程度の証人喚問招致の申請をだしているが、証人喚問の人数については裁判所の判断にゆだねる。③部落差別行為であることによる横浜地裁相模原支部の決定を尊重し、本裁判に反映させてほしいなどが報告された。次回の裁判日程は、5月28日の協議のなかで次回の公判日程が決定されることとなる。

こうしたなか、滋賀県では、鳥取ループがネット上に公開した県内の被差別部落情報をビラにしていたこと、和歌山県串本町の被差別部落の写真が掲載されるなど、鳥取ループが発信した差別情報が多くに拡散していることについて確認した。

（2ページから）育士について、現場では休暇の職員のかわりになっている実態をまえ、県は現場にむき状況把握するよう再度確認した。和歌山県解放保育研究会については、認定子ども園に移行することもふまえ、同和保育や加配、所長会議、現場でのとりくみ状況など情報を共有するため、解放保育研究会の実施を強く訴えた。さいごに、県は同和保育や病児保育など、さまざまな意見を交換するなかで、根っこの部分は同じ思い。子どものために、行政が関与しよい施策をすすめる



斉藤容子さん

代表・防災未来センターリサーチフェローの斉藤容子さんに講演を依頼した。前回（2013年）の講演では、被災地での暴力（身

体的・精神的・経済的）は語られにくいということ、避難時に必要なものは、男女や年齢などで異なることから、防災会議にそれぞれ視点の反映させる必要があるということを学んだことをふまえ、今回は自分たちの地域の避難所はどのような対応ができるのか、避難所に行政職員が来れるとは限らない。運営に自分た



子どもたちのよりよい未来にむけ、交渉した

たい。実施できていない課題は行政の責務。対立でなくともすすめていくとあいさつした。

# 北山誠一を偲んで

5

シリーズ、5回目の連載。近くの住民、学校関係者、北山誠一は、1971年、生徒、町行政、県教育委員湯浅町で「全国水平社50周年記念集會」が出席した。そのなかで、当時の県連組織は、もちろん小説の差別性はもとより、当時の県連組織は、もちろん政治の責任が追及された。こりくみであった。記念集會は、混迷する県内の運動の状況がふまえつつ、先人の思いを再確認し、住民に喚起を促すものであった。同時に地域住民の協力を得て「部落解放先覚者之碑」を建立した。また、県連がほとんどとりくまないなか「狭山差別判決取り消し要求署名」を実施し、湯浅町民の約半数の署名を実現させた。その翌年、それまで勤めていた日本通運を退社、湯浅町社会福祉協議会の職員となった。（のちに、事務局長に）これは「運動を継続してできる条件の整備」という本人や湯浅町、住民の思いからである。

ちが主体的にかかわること、で、混乱や不満も軽減する。国の防災基本計画（中央防災会議決定）では、女性の視点も入るようになった。しかし、県の防災委員50人のうち女性は2人だ。さらに、和歌山市の防災計画に女性の視点が入っておらず、再点検の必要性があるなど、問題点が語られた。

ただ、県連自体は、部落解放同盟の分裂組織「正常化連」に積極的に迎合していった。同じ頃、「橋のない川」二部の上映運動の強行や中央本部攻撃に終始する「正常化連」の方針を全面的に支持する形で運動をすすめていた。

以下、次号で